

静岡県がんセンター局管理規程第4号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年4月16日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程
(静岡県がんセンター局職員就業規程の一部改正)

静岡県がんセンター局職員就業規程(平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第6条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、<u>第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。</u></p> <p>4 <u>管理者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。</u></p> <p>5 <u>(新設)</u></p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第6条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)</u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)<u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から35時間までの範囲内で、管理者が定める。</u></p> <p>4 <u>育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、<u>第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。</u></p> <p>5 <u>管理者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。</u></p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p>

第7条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 前条に規定する勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

（週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第8条 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、任期付短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊

第7条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 前条に規定する勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

（週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第8条 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けなければならない

性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第13条 管理者は、正規の勤務時間以外の時間において、次に掲げる宿日直勤務を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

4 管理者は、任期付短時間勤務職員に正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずる場合には、任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務代休時間）

第13条の2 管理者は、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号）第18条の規定により例によることとされた職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第14条第4項

ない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第13条 管理者は、正規の勤務時間以外の時間において、次に掲げる宿日直勤務を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

4 管理者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務代休時間）

第13条の2 管理者は、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号）第18条の規定により例によることとされた職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第14条第4項

の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、管理者の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、給与条例第14条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（第3項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある第7条第2項、第8条又は第10条の規定により勤務時間が割り振られた日（第23条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 （略）

3 管理者は、第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等（第23条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（休日及び代休日（第23条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第5項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第7項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 第10条第1項の規定により、あらかじめ第7条第2項又は第8条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、第10条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した

の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、管理者の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、給与条例第14条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（第3項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある第7条第2項、第8条又は第10条の規定により勤務時間が割り振られた日（第23条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 （略）

3 管理者は、第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等（第23条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（休日及び代休日（第23条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第5項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第7項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 第10条第1項の規定により、あらかじめ第7条第2項又は第8条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第10条の規定により割振り変更前の正規の勤

時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

4～8 (略)

(年次有給休暇)

第29条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) (略)

(2) 当該年の中途において新たに職員となるもの 別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数)

(3) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(4) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に第6条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項第3号又は第4号の規定にかかわらず

務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

4～8 (略)

(年次有給休暇)

第29条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) (略)

(2) 当該年の中途において新たに職員となるもの 別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数)

(3) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(4) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に第6条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項第3号又は第4号の規定にかかわらず

ず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3～11 （略）

（非常勤職員の労働条件）

第67条 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員（任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則13—99）第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時間」に、第10条第1項第4号中「9月」とあるのは、「12月」と読み替えるものとする。

ず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地公法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3～11 （略）

（非常勤職員の労働条件）

第67条 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則13—99）第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時間」に、第10条第1項第4号中「9月」とあるのは、「12月」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。